

鹿児島高専テクノクラブ規約の運用内規

(目的)

第1条 この内規は、鹿児島高専テクノクラブ規約第14条の規定に基づき、本会の運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(役員を選任及び任期関係)

第2条 規約第6条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理事については、役員会の承認をもって選任することができる。

- (1) 鹿児島県商工労働水産部長
- (2) 鹿児島県工業技術センター所長
- (3) 鹿児島工業高等専門学校地域共同テクノセンター長

(運営費関係)

第3条 規約第8条第1項に規定する本会の年会費については、24,000円とする。

(役員会関係)

第4条 規約第11条第1項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項については、メール会議等により承認することができる。

- (1) 会員の入会
- (2) その他招集を必要としない軽微な事項

(入会及び退会関係)

第5条 規約第13条第1項及び第2項に規定するもののほか、次のとおりとする。

- (1) 南九州地域以外に所在する企業等からの入会申請については、会長又は副会長が面談のうえ、入会の可否について決定する。
- (2) 年度の途中で入会する場合の年会費は、その時期が9月30日までは24,000円とし、10月1日以降は12,000円とする。
- (3) 年度の途中で退会する場合の年会費は、その時期が5月31日までは無料とし、6月1日以降は24,000円とする。

(その他)

第6条 本会の役員（会長、副会長、理事及び監査役をいう。以下同じ。）のうち、退任の時点において役員を8年以上務めた者に対しては、感謝状及び記念品を贈呈することができる。

2 前項の規定にかかわらず、本会の発展に顕著な貢献のあった者に対し、感謝状及び記念品を贈呈することができる。

附 則

この内規は、平成27年5月22日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成 28 年 5 月 24 日から施行し、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この内規は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この内規は、令和 5 年 6 月 9 日から施行し、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。